

休み方改革プロジェクトチーム設置要綱

1. 趣旨

全国知事会規約第 28 条第 1 項の規定に基づき、全国知事会農林商工常任委員会に休み方改革プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置して、国民全体のワークライフバランスの充実と生産性向上による日本経済活性化の実現を目指し、新しい休暇のあり方について総合的に調査、研究等を行い、適切な施策の強力な推進に資するものとする。

2. 組織

- (1) PTは、あらかじめPTに参加を表明した知事をもって組織する。
- (2) PTのリーダーは、常任委員会の委員長が指名する。
- (3) PTにはメンバー以外の知事も出席し、意見を述べることができる。
- (4) PTに、副リーダーをおくことができる。副リーダーは、PTリーダーが指名する。

3. 事務

PTの事務は、リーダー都道府県及び全国知事会事務局が協力して処理する。

4. その他

その他、PTの運営について必要な事項は、リーダーが別に定める。

5. 施行

この要綱は、令和 4 年 1 月 7 日から施行する。